

三郷市建設工事成績評定要領

制定	昭和 5 9 年	9 月 1 5 日
改正	平成 9 年	8 月 1 3 日
全部改正	平成 2 0 年	3 月 1 9 日
改正	平成 2 3 年 1 1 月	9 日
全部改正	令和 3 年	3 月 1 日
改正	令和 5 年	4 月 1 日

三郷市建設工事成績評定要領（平成20年3月19日市長決裁）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要領は、三郷市建設工事検査規則（令和3年規則第3号。以下「規則」という。）第10条に定める工事成績評定（以下「評定」という。）の実施について必要な事項を定める。

（評定の対象）

第 2 条 評定の対象は、1件の請負金額が130万円を超える工事とする。ただし、別表第 1 に掲げる工事については、評定を省略することができる。

（評定者）

第 3 条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、監督員（総括監督員及び担当監督員をいう。以下同じ。）及び検査員（規則第2条第1号に定める検査員をいう。以下同じ。）とする。

（評定の時期）

第 4 条 監督員による評定は工事が完成したときに、検査員による評定は完成検査を実施したときにそれぞれ行うものとする。

（評定の実施）

第 5 条 評定は、監督及び検査により確認した事項に基づき、工事ごと、評

定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

(評定の方法)

第6条 評定における評定点は、別に定めるガイドラインに基づき、考查項目別運用表を用いて工事成績採点表及び細目別評定点採点表により採点するものとする。

2 監督員は、工事における創意工夫、社会性等に関する考查項目について、受注者から創意工夫・社会性等に関する実施状況（様式第1号）の提出があったときは、当該報告書の内容を審査のうえ、評定に適切に反映させるものとする。

(評定の報告)

第7条 監督員は、評定を終えたときは、前条の書類により、検査員及び工事主管課長に報告しなければならない。

2 検査員は、前項により報告された書類を取りまとめ、工事検査室長に報告しなければならない。なお、検査員は、評定にあたって監督員に説明を求めることができる。

3 工事検査室長は、評定の結果を市長に報告するとともに、工事主管課長に送付するものとする。

(評定結果の通知)

第8条 市長は、前条第3項の報告を受けたときは、速やかに当該工事の受注者に対して工事完成検査結果及び工事成績評定結果について（通知）（様式第2号）により通知するものとする。

(説明責務)

第9条 市長は、受注者から前条の評定の内容について説明を求められたときは、速やかにこれに応えなければならない。

(説明請求)

第10条 前条の説明に不服がある者は、第8条の通知を受けた日から起算し

て14日以内に、工事成績評定結果に関する説明請求書(様式第3号)を市長に対して提出することができる。

- 2 市長は、前項による提出があったときは、次条に規定する工事成績評定審査委員会(以下、「審査委員会」という。)により内容を審査し、工事成績評定結果に関する説明請求の回答書(様式第4号)により回答しなければならない。

(審査委員会)

第11条 審査委員会の委員の構成は、市有財産管理課長、生活安全課長、道路課長、河川課長、下水道課長、みどり公園課長、施設課長、工事検査室長及び関係課長とする。

- 2 審査委員会の委員長は、工事成績評定結果に関する説明請求書の提出を受けた工事主管課長をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 4 審査委員会は、委員長が招集する。
- 5 審査委員会は、委員の過半数をもって成立したものとみなす。
- 6 委員長は、審査に当たり必要に応じて、当該工事の評定を行った評定者の出席を求めることができる。

(評定結果の修正)

第12条 市長は、審査委員会による審査の結果、当該評定結果を修正する必要があると認めるときは、工事成績採点表及び細目別評定点採点表の修正を行うものとする。

- 2 市長は、前項による修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を工事成績評定結果の修正通知書(様式第5号)により受注者に通知しなければならない。

(評定結果の公表)

第13条 市長は、評価結果の確定後遅滞なく、工事成績評価結果(様式第6号)を公表するものとする。

2 前項の公表の方法は閲覧方式とし、閲覧場所は市政情報コーナーとする。

3 閲覧の期間は、完成検査日の属する年度の翌年度から5年間とする。

4 閲覧に供した資料の内容に関する問い合わせには、応じないものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

別表第1（第2条関係）

評価を省略することができる工事

土木工事	主たる工事内容が、出来形管理基準において規格値の定めがない工種で構成されているもの
	主たる工事内容が、照明灯、防護柵（転落防止柵含む）、標識（情報板含む）、区画線、視線誘導標のいずれかに該当する工事
建築工事	主たる工事内容が、都市ガス工事、標識工事、サイン工事、設備機器分解修理、機器等製作工事（据付け工事を含まない。）、外柵工事、畳工事のいずれかに該当する工事
単価契約工事	
その他、工事検査室長が認めた工事	